

Ⅷ その他

(2) 在留外国人在留資格別人員

法務省, 各年12月末現在(単位:人)

在留資格	区分	平成22年		平成27年		増 減	
		人数	構成比	人数	構成比	増減	増減比
合 計		16,101	100.00	17,708	100.00	1,607	110.0%
教 授		411	2.55	334	1.89	△ 77	81.3%
芸 術		3	0.02	0	0.00	△ 3	0.0%
宗 教		71	0.44	152	0.86	81	214.1%
報 道		2	0.01	0	0.00	△ 2	—
高度専門職1号イ※				8	0.05	8	
高度専門職1号ロ※				2	0.01	2	
高度専門職1号ハ※				0	0.00	0	
高度専門職2号※				0	0.00	0	
経 営 ・ 管 理 ※		71	0.44	86	0.49	15	121.1%
法 律 ・ 会 計 業 務		0	0.00	0	0.00	0	—
医 療		2	0.01	10	0.06	8	—
研 究		23	0.14	7	0.04	△ 16	30.4%
教 育		236	1.47	212	1.20	△ 24	89.8%
技 術		149	0.93			△ 149	
人文知識・国際業務		360	2.24			△ 360	
技術・人文知識・国際業務※				671	3.79	671	
企 業 内 転 勤		55	0.34	54	0.30	△ 1	98.2%
興 行		92	0.57	14	0.08	△ 78	15.2%
技 能		172	1.07	191	1.08	19	111.0%
技能実習1号イ		2	0.01	10	0.06	8	500.0%
技能実習1号ロ		345	2.14	1,062	6.00	717	307.8%
技能実習2号イ		7	0.04	0	0.00	△ 7	0.0%
技能実習2号ロ		511	3.17	1,066	6.02	555	208.6%
文 化 活 動		59	0.37	64	0.36	5	108.5%
短 期 滞 在		94	0.58			△ 94	
留 学		3,376	20.97	4,165	23.52	789	123.4%
研 修		149	0.93	6	0.03	△ 143	4.0%
家 族 滞 在		1,183	7.35	1,118	6.31	△ 65	94.5%
特 定 活 動		512	3.18	103	0.58	△ 409	20.1%
永 住 者		3,983	24.74	4,888	27.60	905	122.7%
特 別 永 住 者		2,169	13.47	1,961	11.07	△ 208	90.4%
日本人の配偶者等		1,507	9.36	1,027	5.80	△ 480	68.1%
永住者の配偶者等		79	0.49	112	0.63	33	141.8%
定 住 者		413	2.57	385	2.17	△ 28	93.2%
未 取 得 者		59	0.37			△ 59	
一 時 庇 護		0	0.00			0	
そ の 他		6	0.04			△ 6	

※入管法の改正により、平成27年4月1日から、「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」、「高度専門職2号」が追加され、「投資・経営」が「経営・管理」に変わるとともに、「技術」と「人文知識・国際業務」が一本化されました。

また、在留資格「留学」が付与される方の範囲が中学生や小学生まで広げられました。

※平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正されて新しい在留管理制度が導入され、外国人登録法が廃止されたことに伴い、外国人統計としては、平成24年末日現在のデータ以降、「在留外国人」(「中長期在留者」及び「特別永住者」)が対象となります。

なお、この制度改正により対象範囲が異なることとなったため、在留外国人数と従来の外国人登録者数とを単純に比較することはできません。